課税世帯のかたの入院時の食事代が変わります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

法律の改正により、平成28年4月1日から、同じ世帯に課税されているかたがいる場合、入院したときの食費 の自己負担額が次のとおり変わります。

○食費の自己負担額(一食当たり)

市町村民税の課税状況		変更前	変更後 (平成28年4月1日~)	備考
課税世帯のかた (現役並み所得・一般所得)		260円	360円 一部のかた (右記参照)は 260円に据え置き	・指定難病のかた。 ・所得区分が一般のかたで、 平成28年4月1日時点で既 に1年を超えて継続して精 神病床に入院しているかた。
世帯の全員が非課税のかた	区分II(低所得者II)	210円※		変更なし ※各市(区)町村窓口で予め減額 認定証の交付を受ける必要が あります。 (今回の改正による更新はあり
	区分II(低所得者II) (長期該当:区分IIに該当し 過去12か月の入院日数が 90日超)	160円※		
	区分I(低所得者I)		100円※	ません)

交通事故によるけが等で病院にかかるとき

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

交通事故など第三者(加害者)によるけが等で保険診療を受ける場合は、被害の状況等を保険者へ必ず届け 出ることとされています。また、医療機関へかかる際は、事故による受診であることを申し出る必要があります。

この届出により、後期高齢者医療広域連合で保険者負担分の医療費を一時的に 立て替え、後に第三者(加害者)へ請求を行います。

ただし、第三者(加害者)から医療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、 保険診療を受けられなくなることがありますので、お早めにお住まいの市(区)町 村の高齢者医療担当窓口へご相談のうえ、事故日から30日以内に必要書類を提出 してください。



(必要書類は市(区)町村窓口で配布のほか当広域連合のホームページから印刷することもできます。)

海外療養費を申請されるかたへ

☎043-216-5013 お問い合わせ先 給付管理課

平成28年4月から、海外へ渡航中に治療を受けた際の海外療養費を申請される場合、 従来の必要書類に加えて次の書類の提出が必要になります。

- ・パスポート(コピーをいただきます。)
- ・海外の医療機関等へ、保険者が療養内容を照会することについての同意書

